

個人情報管理保全・提供承諾書（モデル案）

下記の委託業務において取り扱う個人情報に付き、下記のとおり承諾します。

情報保護	土地家屋調査士法、関係法令、個人情報保護ガイドラインに基づき個人情報等取扱いの安全管理を図ること。
情報の提供公開	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収集並びに作成した資料・情報等及びこれに含まれる個人情報等を土地家屋調査士調査情報安全管理システム（以下、「調査士カルテMap」という。）に掲載し、第三者へ公開及び提供することを承諾すること。 2. 掲載、公開される資料・情報等は、ご依頼業務の保全及び管理並びに公の利益に資するものに限ること。 3. 社会的身分等の要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律）は、この承諾に含まれないこと。
委託業務	<p>【土地】分筆登記 【建物】表題登記</p> <p>【保全管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務結果の維持管理のため、調査士カルテMapに登録、一般公開、提供すること。 2 業務完了後、災害対策、有効活用等が求められる状況時における連絡並びに受付業務。
委託物件所在地	〇〇市△△町□□番地
非提供非公開書類等	代理権限証書、固定資産税納税証明書、建築請負契約書、売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議書、相続関係説明図、登記識別情報、相続証明書、戸籍・住民票等
委託者	<p>平成29年11月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

情報資料表	
乙の収集作成した情報内容・資料名（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	申請書類（登記申請書・申出書、原因証明情報、各種証明書など）
<input type="checkbox"/>	登記申請添付図面（地積測量図、建物図面、地役権図面など）
<input type="checkbox"/>	作成図面（現況図、権利範囲図、調査素図など）
<input type="checkbox"/>	確認事実（状況調査書、画像、地物位置、基準点成果など）
<input type="checkbox"/>	建築図書（建築確認済証など）
<input type="checkbox"/>	事実疎明（境界確認・立会証明書、建物工事完了引渡・取壊証明書、承諾書など）
<input type="checkbox"/>	登記完了証
官公署より取得の情報内容・資料名（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	不動産登記記録（登記事項証明書、閉鎖登記記録、旧土地台帳など）
<input type="checkbox"/>	法人登記記録（登記事項証明書など）
<input type="checkbox"/>	地図（地図に準ずる図面、閉鎖地図、旧土地台帳附属地図など）
<input type="checkbox"/>	境界確定（筆界特定図書、境界・所有権確定訴訟図書など）
<input type="checkbox"/>	公共物境界確定（財産境界確定書、払下図など）
<input type="checkbox"/>	国土調査法（地籍図書など）
<input type="checkbox"/>	道路法（道路境界確定図、道路台帳附属地図など）
<input type="checkbox"/>	区画整理法（換地確定図、仮換地証明書など）
<input type="checkbox"/>	旧土地家屋台帳台帳申告書写し
<input type="checkbox"/>	公有水面埋立法（竣工許可告示書など）
<input type="checkbox"/>	農地法書面（許可書、証明書など）
<input type="checkbox"/>	建築基準法書面（建築計画概要書、道路位置指定書など）
<input type="checkbox"/>	課税台帳証明（登録事項、家屋滅失など）
<input type="checkbox"/>	基準点成果
<input type="checkbox"/>	画像（空中写真、記録写真など）
その他（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	

業務委託契約条項

(目的)

第1条 この約款は、標記業務委託契約の履行に関し、互いに遵守すべき事項を定める。

(委託業務の範囲)

第2条 甲が乙に委託する業務の範囲は、業務委託表「(イ) 物件の表示」にかかる業務委託表「(ア) 業務内容」に掲げる事項（以下「本件業務」という。）とする。

(業務の処理要領)

第3条 乙は本件業務の実施については受託の趣旨に従い、不動産登記法、その他の関係法令及び通達並びに_____土地家屋調査士会会則に準拠し、処理しなければならない。

- 2 乙は本件業務を他の第三者に一括して行なわせることはできない。ただし、乙の職能にもとづく判断を要しない作業は、乙の責任において第三者に行なわせることができる。
- 3 隣接地内又は境に標識等を新たに設置する場合、隣接所有者等の同意のもと設置する。

(成果品の納入)

第4条 乙は本件業務の完了時、甲又は甲の指定する者へ、業務委託表「(ウ) 成果品」に掲げる成果品又はその写しを納入しなければならない。

(成果品の帰属・保全管理)

第5条 前条で納入した成果品又はその写しは甲に帰属し、業務において収集、作成した情報及び資料並びに成果等は乙に帰属する。

- 2 甲は、乙の土地家屋調査士業務の廃業等により、前項の乙に帰属する情報及び資料並びに成果等を本件業務の位置する地を管轄する土地家屋調査士会に帰属させることを承諾する。

(報酬額の支払い)

第6条 本件契約の業務報酬額は委託書「(エ) 報酬額」に定め、同「(オ) 支払方法」に従い支払う。ただし、その定額をあらかじめ算出することができない場合、その概算額を委託書に定め、委託業務の完了、引渡しの際に清算する。

(業務の処理期間)

第7条 業務の処理期間は業務委託表「(カ) 処理期間」に定める。ただし、関係者の確認承諾の状況その他、乙の責に抛らない事由により、延引できる。この場合、乙は事前に甲に告知する。

(委託契約の解除)

第8条 甲及び乙は、次に掲げる事項により乙の業務が継続できない場合、業務委託契約を解除できる。

- (1) 甲の都合。
 - (2) 第三者の故意若しくは過失。
 - (3) 事実確認若しくは承諾等が不能。
 - (4) 第11条第2項に該当。
- 2 前項各号において乙が既に実施した業務に関する報酬相当額及び乙に損害が生じた場合、甲はその賠償金を乙の請求に基づき支払う。

(個人情報保護)

第9条 甲から乙に開示又は提供された個人情報（以下「個人情報等」という。）及び個人番号並びに乙が収集した個人情報等の取扱いは、土地家屋調査士法、その他の関係法令、個人情報保護委員会における個人情報保護に関するガイドラインに基づき安全管理を図る。

(成果等公開)

第10条 甲は、乙が収集並びに作成した下記情報資料表に記載する資料・情報等及びこれに含まれる個人情報等を土地家屋調査士調査情報安全管理システム（以下、「調査士カルテMap」という。）に掲載し、第三者へ公開及び提供することを承諾する。

2 第1項の掲載、公開される資料・情報等は、本件業務の保全及び管理並びに公の利益に資するものに限る。

3 第1項は、第5条第2項の帰属に適用する。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲は、本契約締結日以降本契約が終了するまでの間、乙に対して次に掲げる事項を表明し、保証する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋等若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 前号に該当する反社会的勢力が経営に実質的に関与すると認められる関係がないこと。

(3) 第一号に該当する反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与すると認められる関係がないこと。

(4) 前各号に該当する反社会的勢力等でなくなった時から5年を経過していること。

(5) 反社会的勢力に自己又は自社の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(6) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしないこと。

(7) 自ら又は第三者を利用して、他人に対して脅迫的な言動若しくは暴力行為を用いる行為を行っていない、又は当該行為を目的としないこと。

(8) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて他人の権利等を妨害し、若しくは信用を毀損する行為を行っていない、又は当該行為を目的としないこと。

2 乙は、甲が前項の表明保証に違反、又は違反が発覚した場合、何ら催告することなく本契約を解除することができ、かかる解除によって甲に損害又は損失が生じたとしてもこれを賠償する責を一切負わない。

(損害賠償責任)

第12条 委託業務の処理内容に関する損害賠償責任の問題が生じた場合、甲及び乙は、乙の責任の存続期間を業務完了のときから▲▲年とすることに合意した。ただし、新たに設置した境界標識の管理責任は、現地引渡しの際をもって甲に帰属するものとする。

(その他)

第13条 本契約の内容又は本契約に定めのない事項で甲乙間に疑義が生じた場合、信義、誠実の原則にもとづき協議し、解決すべきものとする。また、甲と乙の合意により、公正な第三者に参考意見を求めることが出来るものとする。

2 この契約に関し訴を提起するときは、乙の事務所を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

3 この契約につき、甲及び乙は業務委託表「(ケ) 特約」に定める特約事項に合意した。

情報資料表	
乙の収集作成した情報内容・資料名（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	申請書類（登記申請書・申出書、原因証明情報、各種証明書など）
<input type="checkbox"/>	登記申請添付図面（地積測量図、建物図面、地役権図面など）
<input type="checkbox"/>	作成図面（現況図、権利範囲図、調査素図など）
<input type="checkbox"/>	確認事実（状況調査書、画像、地物位置、基準点成果など）
<input type="checkbox"/>	建築図書（建築確認済証など）
<input type="checkbox"/>	事実疎明（境界確認・立会証明書、建物工事完了引渡・取壊証明書、承諾書など）
<input type="checkbox"/>	登記完了証
官公署より取得の情報内容・資料名（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	不動産登記記録（登記事項証明書、閉鎖登記記録、旧土地台帳など）
<input type="checkbox"/>	法人登記記録（登記事項証明書など）
<input type="checkbox"/>	地図（地図に準ずる図面、閉鎖地図、旧土地台帳附属地図など）
<input type="checkbox"/>	境界確定（筆界特定図書、境界・所有権確定訴訟図書など）
<input type="checkbox"/>	公共物境界確定（財産境界確定書、払下図など）
<input type="checkbox"/>	国土調査法（地籍図書など）
<input type="checkbox"/>	道路法（道路境界確定図、道路台帳附属地図など）
<input type="checkbox"/>	区画整理法（換地確定図、仮換地証明書など）
<input type="checkbox"/>	旧土地家屋台帳台帳申告書写し
<input type="checkbox"/>	公有水面埋立法（竣工許可告示書など）
<input type="checkbox"/>	農地法書面（許可書、証明書など）
<input type="checkbox"/>	建築基準法書面（建築計画概要書、道路位置指定書など）
<input type="checkbox"/>	課税台帳証明（登録事項、家屋滅失など）
<input type="checkbox"/>	基準点成果
<input type="checkbox"/>	画像（空中写真、記録写真など）
その他（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

この点線枠組み内は参考のため、
契約書作成時は削除ください。

非公開
遺産分割協議書
固定資産税納税証明書
建築請負契約書
売買契約書、贈与契約書
代理権限証書
相続関係説明図
登記識別情報
相続証明書

業務委託契約条項

(目的)

第1条 この約款は、標記業務委託契約の履行に関し、互いに遵守すべき事項を定める。

(委託業務の範囲)

第2条 甲が乙に委託する業務の範囲は、業務委託表「(イ)物件の表示」にかかる業務委託表「(ア)業務内容」に掲げる事項(以下「本件業務」という。)とする。

(業務の処理要領)

第3条 乙は本件業務の実施については受託の趣旨に従い、不動産登記法、その他の関係法令及び通達並びに宮崎県土地家屋調査士会則に準拠し、処理しなければならない。

2 乙は本件業務を他の第三者に一括して行なわせることはできない。ただし、乙の職能にもとづく判断を要しない作業は、乙の責任において第三者に行なわせることができる。

3 隣接地内又は境に標識等を新たに設置する場合、隣接所有者等の同意のもと設置する。

(成果品の納入)

第4条 乙は本件業務の完了時、甲又は甲の指定する者へ、業務委託表「(ウ)成果品」に掲げる成果品又はその写しを納入しなければならない。

(成果品の帰属・保全管理)

第5条 前条で納入した成果品又はその写しは甲に帰属し、業務において収集、作成した情報及び資料並びに成果等は乙に帰属する。

2 甲は、乙の土地家屋調査士業務の廃業等により、前項の乙に帰属する情報及び資料並びに成果等を本件業務の位置する地を管轄する土地家屋調査士会に帰属させることを承諾する。

(報酬額の支払い)

第6条 本件契約の業務報酬額は委託表「(エ)報酬額」に定め、同「(オ)支払方法」に従い支払う。ただし、その定額をあらかじめ算出することができない場合、その概算額を定め、委託業務の完了、引渡しの際に清算する。

(業務の処理期間)

第7条 業務の処理期間は業務委託表「(カ)処理期間」に定める。ただし、関係者の承諾等の状況及びその他、乙の責に抛らない事由により、延引できる。この場合、乙は事前に甲に告知する。

(委託契約の解除)

第8条 甲及び乙は、次に掲げる事項により乙の業務が継続できない場合、業務委託契約を解除できる。

- (1) 甲の都合。
- (2) 第三者の故意若しくは過失。
- (3) 事実確認若しくは承諾等が不能。
- (4) 第11条第2項に該当。

2 前項各号の場合、乙が既に実施した業務に関する報酬相当額及び乙に生じた損害額を甲は、乙の請求に基づき支払う。

(個人情報保護)

第9条 甲から乙に開示又は提供された個人情報(以下「個人情報等」という。)及び個人番号並びに乙が収集した個人情報等の取扱いは、土地家屋調査士法、その他の関係法令、個人情報保護委員会における個人情報保護に関するガイドラインに基づき安全管理を図る。

(成果等公開)

第10条 甲は、乙が収集並びに作成した下記情報資料表に記載する資料・情報等及びこれに含まれる個人情報等を土地家屋調査士調査情報安全管理システム(以下、「調査士カルテMap」という。)に掲載し、第三者へ公開及び提供することを承諾する。

- 2 第1項の掲載、公開される資料・情報等は、本件業務の保全及び管理並びに公の利益に資するものに限る
- 3 第1項は、第5条第2項の帰属に適用する。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲は、本契約締結日以降本契約が終了するまでの間、乙に対して次に掲げる事項を表明し、保証する(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋等若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 前号に該当する反社会的勢力が経営に実質的に関与すると認められる関係がないこと。

(3) 第一号に該当する反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与すると認められる関係がないこと。

(4) 前各号に該当する反社会的勢力等でなくなった時から5年を経過していること。

(5) 反社会的勢力に自己又は自社の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(6) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしないこと。

(7) 自ら又は第三者を利用して、他人に対して脅迫的な言動若しくは暴力行為を用いる行為を行っていない、又は当該行為を目的としないこと。

(8) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて他人の権利等を妨害し、若しくは信用を毀損する行為を行っていない、又は当該行為を目的としないこと。

2 乙は、甲が前項の表明保証に違反、又は違反が発覚した場合、何ら催告することなく本契約を解除することができ、かかる解除によって甲に損害又は損失が生じたとしてもこれを賠償する責を一切負わない。

(損害賠償責任)

第12条 委託業務の処理内容に関する損害賠償責任の問題が生じた場合、甲及び乙は、乙の責任の存続期間を業務完了のときから3年とすることに合意した。ただし、新たに設置した境界標識の管理責任は、現地引渡しのときをもって甲に帰属するものとする。

(その他)

第13条 本契約の内容又は本契約に定めのない事項で甲乙間に疑義が生じた場合、信義、誠実の原則にもとづき協議し、解決すべきものとする。また、甲と乙の合意により、公正な第三者に参考意見を求めることが出来るものとする。

2 この契約に関し訴を提起するときは、乙の事務所を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

3 この契約につき、甲及び乙は業務委託表「(ケ)特約」に定める特約事項に合意した。

業務委託契約書

下記、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に第2条の業務に関し、下記業務委託表及び各条項に従い契約を締結する。

情報資料表	
乙の収集作成した情報内容・資料名（写しを含む）	
<input checked="" type="checkbox"/>	申請書類（登記申請書・申出書、原因証明情報、各種証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	登記申請添付図面（地積測量図、建物図面、地役権図面など）
<input checked="" type="checkbox"/>	作成図面（現況図、権利範囲図、調査素図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事実（状況調査書、画像、地物位置、基準点成果など）
<input checked="" type="checkbox"/>	建築図書（建築確認済証など）
<input checked="" type="checkbox"/>	事実疎明（境界確認・立会証明書、建物工事完了引渡・取壊証明書、承諾書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	登記完了証
官公署より取得の情報内容・資料名（写しを含む）	
<input checked="" type="checkbox"/>	不動産登記記録（登記事項証明書、閉鎖登記記録、旧土地台帳など）
<input checked="" type="checkbox"/>	法人登記記録（登記事項証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	地図（地図に準ずる図面、閉鎖地図、旧土地台帳附属地図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	境界確定（筆界特定図書、境界・所有権確定訴訟図書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	公共物境界確定（財産境界確定書、払下図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	国土調査法（地籍図書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	道路法（道路境界確定図、道路台帳附属地図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	区画整理法（換地確定図、仮換地証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	旧土地家屋台帳台帳申告書写し
<input checked="" type="checkbox"/>	公有水面埋立法（竣工許可告示書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	農地法書面（許可書、証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	建築基準法書面（建築計画概要書、道路位置指定書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	課税台帳証明（登録事項、家屋滅失など）
<input checked="" type="checkbox"/>	基準点成果
<input checked="" type="checkbox"/>	画像（空中写真、記録写真など）
その他（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

業務委託表													
(ア) 業務内容 (第2条)	<p>【調査・手続等】1. 筆界位置の調査、特定。 イ 地図、旧公図、実測図、空中写真等の資料分析及び現況構築物等の位置計測。 ロ 資料事実等の考察。 2. 隣地所有者、利害関係者等との筆界及び境界位置の確認代理、紛争解決のための事実調査の代理。 3. 境界位置の確認、境界標識設置及び地積の算出。 4. 土地地積更正・分筆登記申請手続及び登記完了証受領。 5. 前各項手続等に必要な一切の業務。</p> <p>【保全管理】6. 本件業務結果の維持管理のため、土地家屋調査士調査情報保全システムに登録、一般公開、提供。 7. 業務完了後、災害対策、有効活用等が求められる状況時における連絡受付。</p>												
	<p>注記 筆界確認のため、不動産登記法筆界特定手続、筆界確定訴訟が必要な場合が生じ、また、境界が不明なことによる紛争に関する解決の協議は弁護士との共同受任業務となる。以上の業務は本件業務に含まれない。</p>												
(イ) 物件の表示 (第2条)	<table border="1"> <tr> <td>委託物件の所在地</td> <td colspan="3">宮崎市大字●▲字■505番1</td> </tr> <tr> <td>物件の概要</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>注意事項等</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	委託物件の所在地	宮崎市大字●▲字■505番1			物件の概要				注意事項等			
委託物件の所在地	宮崎市大字●▲字■505番1												
物件の概要													
注意事項等													
(ウ) 成果品 (第4条)	<table border="1"> <tr> <td>1 登記完了証</td> <td>3 申請書類の写し</td> <td>5</td> <td>7 現地写真</td> </tr> <tr> <td>2 成果図</td> <td>4 参考資料又はその写し</td> <td>6 境界立会簿又はその写し</td> <td>8 その他</td> </tr> </table>	1 登記完了証	3 申請書類の写し	5	7 現地写真	2 成果図	4 参考資料又はその写し	6 境界立会簿又はその写し	8 その他				
1 登記完了証	3 申請書類の写し	5	7 現地写真										
2 成果図	4 参考資料又はその写し	6 境界立会簿又はその写し	8 その他										
(エ) 報酬額 (第6条)	<table border="1"> <tr> <td>金</td> <td>万円（別紙、見積書概算額のとおり）</td> <td colspan="2">第6条の概算額の場合（要約） 委託業務の完了、引渡しの際に清算する。</td> </tr> <tr> <td>注記</td> <td colspan="3">不動産登記法筆界特定手続、筆界確定訴訟及び境界が不明なことによる紛争に関する解決協議並びに鑑定業務等の業務は報酬額に含まれない。</td> </tr> </table>	金	万円（別紙、見積書概算額のとおり）	第6条の概算額の場合（要約） 委託業務の完了、引渡しの際に清算する。		注記	不動産登記法筆界特定手続、筆界確定訴訟及び境界が不明なことによる紛争に関する解決協議並びに鑑定業務等の業務は報酬額に含まれない。						
金	万円（別紙、見積書概算額のとおり）	第6条の概算額の場合（要約） 委託業務の完了、引渡しの際に清算する。											
注記	不動産登記法筆界特定手続、筆界確定訴訟及び境界が不明なことによる紛争に関する解決協議並びに鑑定業務等の業務は報酬額に含まれない。												
(オ) 支払方法 (第6条)	<table border="1"> <tr> <td>1. 平成29年12月10日 着手金 金10万円</td> <td>第8条の契約解除の場合（要約）</td> </tr> <tr> <td>2. 平成 年 月 日 中間金</td> <td>同条第2項のとおり、乙が既に実施した業務の報酬相当額等を</td> </tr> <tr> <td>3. 平成29年12月25日又は成果品引渡時最終金</td> <td>甲は乙に支払う。</td> </tr> </table>	1. 平成29年12月10日 着手金 金10万円	第8条の契約解除の場合（要約）	2. 平成 年 月 日 中間金	同条第2項のとおり、乙が既に実施した業務の報酬相当額等を	3. 平成29年12月25日又は成果品引渡時最終金	甲は乙に支払う。						
1. 平成29年12月10日 着手金 金10万円	第8条の契約解除の場合（要約）												
2. 平成 年 月 日 中間金	同条第2項のとおり、乙が既に実施した業務の報酬相当額等を												
3. 平成29年12月25日又は成果品引渡時最終金	甲は乙に支払う。												
(カ) 処理期間 (第7条)	<table border="1"> <tr> <td>着手（予定）</td> <td>平成 29年 2月 10日</td> <td rowspan="2">関係者の承諾等の状況及びその他、乙の責に抛らない事由により、延びる。この場合、乙は事前に告知する。</td> </tr> <tr> <td>完了（引渡）</td> <td>平成 29年 3月 10日</td> </tr> </table>	着手（予定）	平成 29年 2月 10日	関係者の承諾等の状況及びその他、乙の責に抛らない事由により、延びる。この場合、乙は事前に告知する。	完了（引渡）	平成 29年 3月 10日							
着手（予定）	平成 29年 2月 10日	関係者の承諾等の状況及びその他、乙の責に抛らない事由により、延びる。この場合、乙は事前に告知する。											
完了（引渡）	平成 29年 3月 10日												
(キ) 情報保護 (第9条)	<p>第9条のとおり（要約）</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地家屋調査士法、関係法令、個人情報保護ガイドラインに基づき個人情報等取扱いの安全管理を図る。 												
(ク) 情報公開 (第10条)	<p>第10条各項のとおり（要約）</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲は、乙が収集並びに作成した情報資料表に記載する資料・情報等及びこれに含まれる個人情報等を土地家屋調査士調査情報保全システムに掲載し、公開及び第三者へ提供することを承諾する。 公開される資料・情報等は、本件業務の保全及び管理並びに公の利益に資するものに限る。 												
(ケ) 特約 (第13条)													
(甲) 委託者	<p>本契約書のとおり委託しました。 平成29年 2 月 日</p> <p>住所 宮崎市大字●▲370番地2</p> <p>氏名 所有者 印</p>												
(乙) 受託者	<p>本契約書のとおり受託しました。 平成29年 2 月 日</p> <p>住所 宮崎市旭二丁目2番9号</p> <p>氏名 土地家屋調査士法人 不動産認証 土地家屋調査士（社員） 児玉勝平 職印</p>												

業務委託契約条項

(目的)

第1条 この約款は、標記業務委託契約の履行に関し、互いに遵守すべき事項を定める。

(委託業務の範囲)

第2条 甲が乙に委託する業務の範囲は、業務委託表「(イ) 物件の表示」にかかる業務委託表「(ア) 業務内容」に掲げる事項（以下「本件業務」という。）とする。

(業務の処理要領)

第3条 乙は本件業務の実施については受託の趣旨に従い、不動産登記法、その他の関係法令及び通達並びに宮崎県土地家屋調査士会則に準拠し、処理しなければならない。

2 乙は本件業務を他の第三者に一括して行なわせることはできない。ただし、乙の職能にもとづく判断を要しない作業は、乙の責任において第三者に行なわせることができる。

3 隣接地内又は境に標識等を新たに設置する場合、隣接所有者等の同意のもと設置する。

(成果品の納入)

第4条 乙は本件業務の完了時、甲又は甲の指定する者へ、業務委託表「(ウ) 成果品」に掲げる成果品又はその写しを納入しなければならない。

(成果品の帰属・保全管理)

第5条 前条で納入した成果品又はその写しは甲に帰属し、業務において収集、作成した情報及び資料並びに成果等は乙に帰属する。

2 甲は、乙の土地家屋調査士業務の廃業等により、前項の乙に帰属する情報及び資料並びに成果等を本件業務の位置する地を管轄する土地家屋調査士会に帰属させることを承諾する。

(報酬額の支払い)

第6条 本件契約の業務報酬額は委託表「(エ) 報酬額」に定め、同「(オ) 支払方法」に従い支払う。ただし、その定額をあらかじめ算出することができない場合、その概算額を定め、委託業務の完了、引渡しの際に清算する。

(業務の処理期間)

第7条 業務の処理期間は業務委託表「(カ) 処理期間」に定める。ただし、関係者の承諾等の状況及びその他、乙の責に拠らない事由により、延引できる。この場合、乙は事前に甲に告知する。

(委託契約の解除)

第8条 甲及び乙は、次に掲げる事項により乙の業務が継続できない場合、業務委託契約を解除できる。

- (1) 甲の都合。
- (2) 第三者の故意若しくは過失。
- (3) 事実確認若しくは承諾等が不能。
- (4) 第11条第2項に該当。

2 前項各号の場合、乙が既に実施した業務に関する報酬相当額及び乙に生じた損害額を甲は、乙の請求に基づき支払う。

(個人情報保護)

第9条 甲から乙に開示又は提供された個人情報（以下「個人情報等」という。）及び個人番号並びに乙が収集した個人情報等の取扱いは、土地家屋調査士法、その他の関係法令、個人情報保護委員会における個人情報保護に関するガイドラインに基づき安全管理を図る。

(成果等公開)

第10条 甲は、乙が収集並びに作成した下記情報資料表に記載する資料・情報等及びこれに含まれる個人情報等を土地家屋調査士調査情報保全管理システム（以下、「調査士カルテMap」という。）に掲載し、第三者へ公開及び提供することを承諾する。

- 2 第1項の掲載、公開される資料・情報等は、本件業務の保全及び管理並びに公の利益に資するものに限る
- 3 第1項は、第5条第2項の帰属に適用する。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲は、本契約締結日以降本契約が終了するまでの間、乙に対して次に掲げる事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋等若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 前号に該当する反社会的勢力が経営に実質的に関与すると認められる関係がないこと。
 - (3) 第一号に該当する反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与すると認められる関係がないこと。
 - (4) 前各号に該当する反社会的勢力等でなくなった時から5年を経過していること。
 - (5) 反社会的勢力に自己又は自社の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (6) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしないこと。
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、他人に対して脅迫的な言動若しくは暴力行為を用いる行為を行っていない、又は当該行為を目的としないこと。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて他人の権利等を妨害し、若しくは信用を毀損する行為を行っていない、又は当該行為を目的としないこと。
- 2 乙は、甲が前項の表明保証に違反、又は違反が発覚した場合、何ら催告することなく本契約を解除することができ、かかる解除によって甲に損害又は損失が生じたとしてもこれを賠償する責を一切負わない。

(損害賠償責任)

第12条 委託業務の処理内容に関する損害賠償責任の問題が生じた場合、甲及び乙は、乙の責任の存続期間を業務完了のときから3年とすることに合意した。ただし、新たに設置した境界標識の管理責任は、現地引渡しのときをもって甲に帰属するものとする。

(その他)

第13条 本契約の内容又は本契約に定めのない事項で甲乙間に疑義が生じた場合、信義、誠実の原則にもとづき協議し、解決すべきものとする。また、甲と乙の合意により、公正な第三者に参考意見を求めることが出来るものとする。

- 2 この契約に関し訴を提起するときは、乙の事務所を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。
- 3 この契約につき、甲及び乙は業務委託表「(ケ) 特約」に定める特約事項に合意した。

業務委託契約書

下記、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に第2条の業務に関し、下記業務委託表及び各条項に従い契約を締結する。

情報資料表	
乙の収集作成した情報内容・資料名（写しを含む）	
<input checked="" type="checkbox"/>	申請書類（登記申請書・申出書、原因証明情報、各種証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	登記申請添付図面（地積測量図、建物図面、地役権図面など）
<input checked="" type="checkbox"/>	作成図面（現況図、権利範囲図、調査素図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事実（状況調査書、画像、地物位置、基準点成果など）
<input checked="" type="checkbox"/>	建築図書（建築確認済証など）
<input checked="" type="checkbox"/>	事実疎明（境界確認・立会証明書、建物工事完了引渡・取壊証明書、承諾書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	登記完了証
官公署より取得の情報内容・資料名（写しを含む）	
<input checked="" type="checkbox"/>	不動産登記記録（登記事項証明書、閉鎖登記記録、旧土地台帳など）
<input checked="" type="checkbox"/>	法人登記記録（登記事項証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	地図（地図に準ずる図面、閉鎖地図、旧土地台帳附属地図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	境界確定（筆界特定図書、境界・所有権確定訴訟図書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	公共物境界確定（財産境界確定書、払下図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	国土調査法（地籍図書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	道路法（道路境界確定図、道路台帳附属地図など）
<input checked="" type="checkbox"/>	区画整理法（換地確定図、仮換地証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	旧土地家屋台帳台帳申告書写し
<input checked="" type="checkbox"/>	公有水面埋立法（竣工許可告示書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	農地法書面（許可書、証明書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	建築基準法書面（建築計画概要書、道路位置指定書など）
<input checked="" type="checkbox"/>	課税台帳証明（登録事項、家屋滅失など）
<input checked="" type="checkbox"/>	基準点成果
<input checked="" type="checkbox"/>	画像（空中写真、記録写真など）
その他（写しを含む）	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

業務委託表			
(ア) 業務内容 (第2条)	【調査・手続等】 1. 建物表題登記申請手続及び登記完了証受領。 イ 地図、旧公図、実測図、空中写真等の資料分析及び現況構築物等の位置計測。 ロ 資料事実等の考察。 2. 建物所有権の確認代理。 3. 前各項手続等に必要な一切の業務。 【保安全管理】 5. 本件業務結果の維持管理のため、土地家屋調査士調査情報保全システムに登録、一般公開、提供。 6. 業務完了後、災害対策、有効活用等が求められる状況時における連絡受付。		
	注記	建築確認済証・図面の一部、所有権証明書類の写しの保存を含みます。	
(イ) 物件の表示 (第2条)	委託物件の所在地	宮崎市曾師町 番地1 家屋番号 番1 (予定)	
	物件の概要		
	注意事項等		
(ウ) 成果品 (第4条)	1 登記完了証	3 申請書類の写し (一部)	
	2 成果図	4 参考資料又はその写し	
(エ) 報酬額 (第6条)	金00,000円 (予定額)		第6条の概算額の場合 (要約) 委託業務の完了、引渡しの際に清算する。
	注記		
(オ) 支払方法 (第6条)	現金。	第8条の契約解除の場合 (要約) 同条第2項のとおり、乙が既に実施した業務の報酬相当額等を甲は乙に支払う。	
(カ) 処理期間 (第7条)	着手 (予定)	平成 30年 2月 2日	関係者の承諾等の状況及びその他、乙の責に抛らない事由により、延びる。この場合、乙は事前に告知する。
	完了 (引渡)	平成 30年 2月 20日	
(キ) 情報保護 (第9条)	第9条のとおり (要約) ・土地家屋調査士法、関係法令、個人情報保護ガイドラインに基づき個人情報等取扱いの安全管理を図る。		
(ク) 情報公開 (第10条)	第10条各項のとおり (要約) ・甲は、乙が収集並びに作成した情報資料表に記載する資料・情報等及びこれに含まれる個人情報等を土地家屋調査士調査情報保全システムに掲載し、公開及び第三者へ提供することを承諾する。 ・公開される資料・情報等は、本件業務の保全及び管理並びに公の利益に資するものに限る。		
(ケ) 特約 (第13条)			
(甲) 委託者	本契約書のとおり委託しました。		平成30年 2月 7日
	住所	宮崎市大字 番地	
	氏名		印
(乙) 受託者	本契約書のとおり受託しました。		平成30年 2月 7日
	住所	宮崎市旭二丁目2番9号	
	氏名	土地家屋調査士法人 不動産認証 土地家屋調査士 (社員) 児玉勝平	
			職印

土地家屋調査士調査情報保全管理システムの意義

1 社会的使命

「権利の明確化に寄与する」使命を拡充

私たちの調査情報を直接国民へ届けることで社会に広く役立てることができ、「権利の明確化に寄与する」との使命を表示登記に留まらず、発展拡充させることとなります。

例えば、地図上に調査場所を示すことで、国民は調査士の関わりを簡単に知ることができます。例えば、表示登記に至らなかったが境界確定や未登記建物の調査がされている場所も判明し、また、連絡先不明の所有者・管理者についても会員へ問い合わせることが可能となります。このような効果は取引の安全、相隣関係の安定を求める社会の期待と信頼に応えることとなり、土地家屋調査士の有用性を高めることとなります。

私たちは「基本三角点等の位置公開」の仕組みを日常利用し、その恩恵なしには業務が捗らないことを体験しています。同様に、会員の調査情報を伝える仕組みを社会に築くことは、不動産活用に携わる方々にとって必須のシステムとなるはずで

す。土地家屋調査士法第一条に「登記手続の円滑な実施に資し、もつて・・・国民の権利の明確化に寄与する」と表示登記で果たす私たちの使命が教示されていますが、現在、土地家屋調査士の職能は表示登記手続に留まらずADRにおいても活躍の場を広げています。その新たな活躍の場は、長年の登記手続、調査実務の中で育まれた能力を紛争解決に活かし、権利の明確化を望む国民の声により誕生しました。

高度情報化社会の構築を進めている日本社会において、さらなる国民の要望に応え、時代の求めに積極的に取り組むことは、私たち資格者の尽きることのない課題です。

この「土地家屋調査士調査情報保全管理システム」（略称：「調査士カルテ Map」）は、私たちの新たな課題の解決、すなわち次世代の社会的使命を果たすための基盤となります。

調査情報を国民の共有財産に

登記手続に利用された調査報告書、疎明書面などの重要な情報は、いずれ廃棄されます。その失われる調査情報、特に筆界の確認書や相隣関係の経緯、境界標識の記録などは、不動産情報の透明性を高めつつある社会にとっては貴重な情報です。

また、地目変更登記などの法定図面を伴わない業務の場合、その調査会員が誰であるかを知ることが一般に困難ですから、調査した会員へ連絡の取りようがなく、不動産利用の経緯などを知りたくても、当時の資料の入手が困難となります。

さらに登記手続に至らず売買、相続に伴って作成された確定図面類も埋もれており、先々、隣接地との工事などの際に従前資料が再利用されず、結果、工事のやり直しなどに至ると社会的に「勿体ない」こととなります。こうした現状の中、これまでの調査結果が再活用されやすい仕組みを提供することは社会的に合理的なことです。

今般、所有者に連絡が取れない社会問題の改善に取り組んでいる折、私たちが保管する所有者・管理者への連絡先も貴重な手がかり情報です。

資格者としての守秘義務に基づく私たちへの社会的信頼があるからこそ、手がかり情報を含め、私たちしか所持し得ない有益情報を「国民の共有財産」へと発展させることができます。

*守秘義務を有する資格者が情報利用者との間に入り、連絡・助言者として活躍することで個人情報保護との両立を図れます。

予防法務への貢献

公図と現地が対照し難い地域、旧公図と第14条1項地図が乖離している筆界・境界の問題点、未登記建物や越境建物の状況・履歴などの業務情報は、表示登記に結びつかない限り、国民へ届けられません。

そのため、登記情報だけに頼らざるを得ない現下、不動産をめぐる紛争・被害が途絶えないのは必然です。

筆界特定制度・訴訟鑑定・ADRで紛争解決に尽くしている私たちですが、紛争が発生した後でなく、事前に紛争を避け、その原因を解決する方策も求められているはずです。

つまり、登記情報だけに頼るのでなく、その不動産の事情に詳しい資格者に直接相談できることで、将来、発生するかもしれない問題についての情報を適切に社会に届けられることを意味します。

紛争・詐害行為などの原因の解消に携わってきた私たちが、その所持する業務情報を社会に届けるためのシステムとして、この「調査士カルテ Map」があり、その地図上に業務に関する情報を登録することで、紛争・被害を未然に防げるなら、国民のための予防法務の取り組みとしても貢献できることとなります。

国民が事情を知る資格者へアクセスできる環境を充実させ、私たちの助言が予防法務の一助として活用されるなら、より安心な不動産取引と活性化に繋げられるはずです。

地理空間情報サービス社会への寄与

政府の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略」施策の中、土地家屋調査士は地理空間情報サービスの一翼を担える資格者としての活躍の場があります。

地番・筆界・家屋番号の情報は各種地図においても不可欠な基礎情報でもあるため、その全国の変動軌跡を会員の成果で直接補えれば、地図の更新も迅速、かつ正確に修整されます。

全国の不動産利用の実態が日々更新される「調査士カルテ Map」の位置情報は、民間・行政での基盤図として、さらに自動運転をも支えうる重要な地図情報の源ともなります。この社会基盤情報の供給者として地理空間情報社会の一翼を担うことで、地理空間情報産業に寄与する一員としての存在価値を高めることとなります。

不動産信用制度の質の向上

不動産登記制度は取引の安全を図るため表示登記の義務を定め、国はその情報収集と判断において、法務局・調査士・裁判所を連携させた制度を整え、不動産利用時の国民の信頼に応えています。

しかし、不動産登記で公示される情報内容は固定されているため、その他の情報について個々の取引当事者は、信頼する人々に相談しながら独自に調べざるを得ない状況と思われれます。

国土交通省が不動産取引時の相談相手を調査したところ、相談する相手が少ない中、「友人」と答えた例が他と比較して多かったと報告されています。この調査結果から、不動産については身近な人に相談できにくい状況が垣間見られ、また、人々の繋がりや情報を寄せ合う関係が乏しいことを窺うことができます。

このように相談・情報収集しにくい世上的もと、自ら判断するための様々な詳細情報を集めた「調査士カルテ Map」が活用されることが期待され、また、信頼のある相談相手を求めているため、詳細情報を所持する私たちへの相談にも繋がるはずです。

国民が求める情報をすぐに入手でき、資格者が説明・助言できるシステムは、法制度としての信用制度を補い、不動産活用時の身近で大衆的な信頼基盤の整え、信用制度の質を向上させることとなります。

2 業務の改善 会員の業務の合理化

事件簿を住宅地図で管理

受託した土地や建物の位置を地図上に印すだけでなく、所在地名や事件名、表題事項の一部、図面・書類なども登録でき、事務所の事件・資料管理が合理化され、事件簿の管理が住宅地図上で可能となります。

当然、過去の事件について確かめたい時、地域と時期を条件として検索・一覧できるとともに、その周辺の状況を住宅地図を同時に見れることで、より記憶が鮮明となります。

過去の業務位置の確認

新規事件の受託時、住宅地図上に各事件が示されていると、その付近にある過去の業務箇所が一目瞭然であり、その成果資料を探し易くなります。

例えば、業務歴が長い会員や件数が多い会員の場合、以前に受託した業務場所が判然としないことが多く、資料を探し出すのに苦勞しており、その際、「調査士カルテ Map」の検索を利用し、すばやく見つけ出すことが可能となります。

問い合わせ対応の迅速化

過去の業務についての突然の問い合わせがあっても思い出せなく、対応に戸惑うことがあります。不確かな記憶だけでは辿れず、古い業務ほど成果品や資料の確認が大変です。

地積測量図・現況図などの成果品を「調査士カルテ Map」に登録しておくことで、歳月過ぎた問い合わせにも即応できます。

依頼者、関係者を始めとして、国民の要望に応えられる調査情報提供の事務所体制は、信頼される資格者としての地位を保つための不可欠なシステムです。

住居表示地域での地番確認

これから受託調査する所在地番について、住居表示の住所地図からも地番を得やすくなります。

住居表示の住所を入力し、住宅地図を表示させると、隣接・周辺の事件から地番を確認することが容易くなり、地番と住居表示の問題解決の一助となります。

また、隣接地の公図が異なり、その小字名が不明な場合、隣接地の調査に手数を要しています。その際、都市部ではブルーマップも利用できるため、隣接地の調査が軽減されます。ブルーマップの備えられていない地域では、周辺の登録業務内容から所在地番を入手することもできます。

「調査士カルテ Map」に登録された成果品の販売も予定しているため、公図相互の接合関係図などの成果品の入手も将来可能となります。

業務情報の交換で安全性向上

登録された業務から、その当時の調査資料の入手や調査会員へ連絡がとれるようになり、隣接地や周辺地の事件との整合性確保を向上させることが見込めます。

登記情報以外の調査情報を「調査士カルテ Map」で参照できるため、会員間の成果の齟齬を未然に防止し、業務の安全性が向上します。

会員相互の連携向上

「会員が保有する業務処理データなどについては、情報の共有化に対応できるように努めなければならない。」（調査測量実施要領第6条）、さらに「会員間においては、自己の行った調査・測量の成果などに関して、他の会員から照会があった場合には、できる限り互いにその内容及び経緯を説明し、業務の適正な処理について協力するものとする。」（同第8条）とされています。

しかし、法務局で備え付けられている図面を参照することでしか、調査した会員を知る術がなかったため、情報共有の規定に基づく会員間の連携は、組織的な機能とはいえませんでした。

今回、全ての会員が「調査士カルテ Map」に参加いただくと、会員相互の連携を飛躍的に高めることの枠組みとなり、それは、業務処理の安全性を保障することになり、各会員の連携なくしては業務が成り立たなくなる制度として機能し始めます。

3 資格者への効果

調査士事務所の広報ツール

このシステムは将来、一般公開を予定しています。

会員が登録した業務位置の印が全国津々浦々にまで整うと、その印の有無は不動産の価値判断の良否に利用されることも想定され、調査済のマークを求める風潮が広がることを期待しています。

現在、中古住宅を中心とする不動産市場の構築のため、中古住宅の安全性情報を提供するサービスが育ちつつあります。その基礎調査に不可欠な資格者から情報を得るため、「調査士カルテ Map」は利用されるはずで

社会的評価の向上

表示登記、筆界特定、ADR、訴訟鑑定の特任家として「地識人」を自負する私たちは、土地家屋調査士会と地理空間情報事業体との協働関係を築くことで、全国 17,000 人の現地職員を配置する地理空間情報「企業」の一員として社会から認知され始めます。

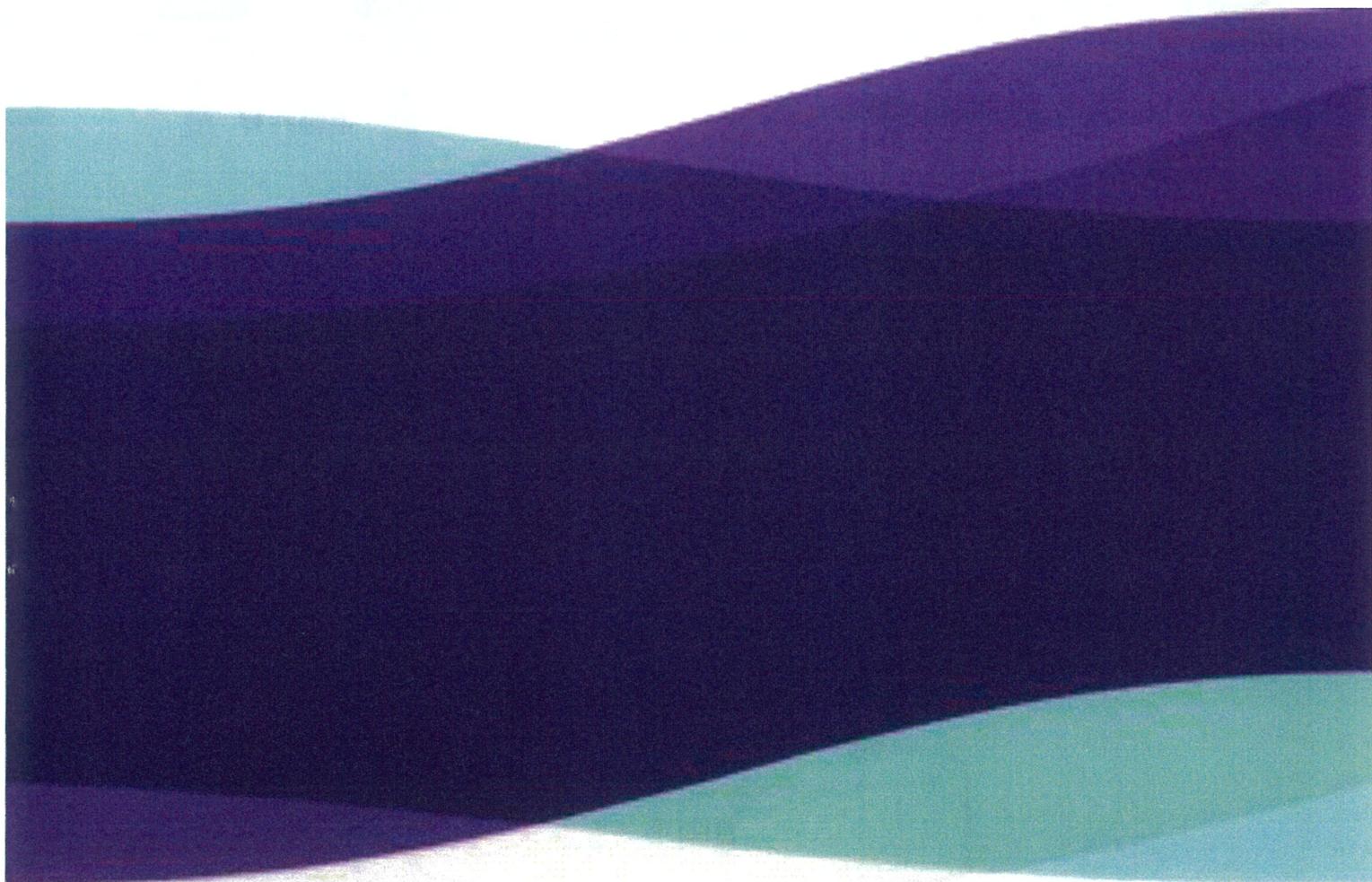
中古住宅市場活性化のため、私たちの調査情報を会の管理「資産」として予定することで、その蓄積が増えるにつれ、地域社会における調査会の有益性を高めることとなります。

会の組織的安定は「地識人」としての会員の社会的評価を高めるとともに、活躍の基盤をも広げます。

土地家屋調査士
調査情報保全管理システム

調査士カルテ Map

土地家屋調査士 限定



調査士カルテMap

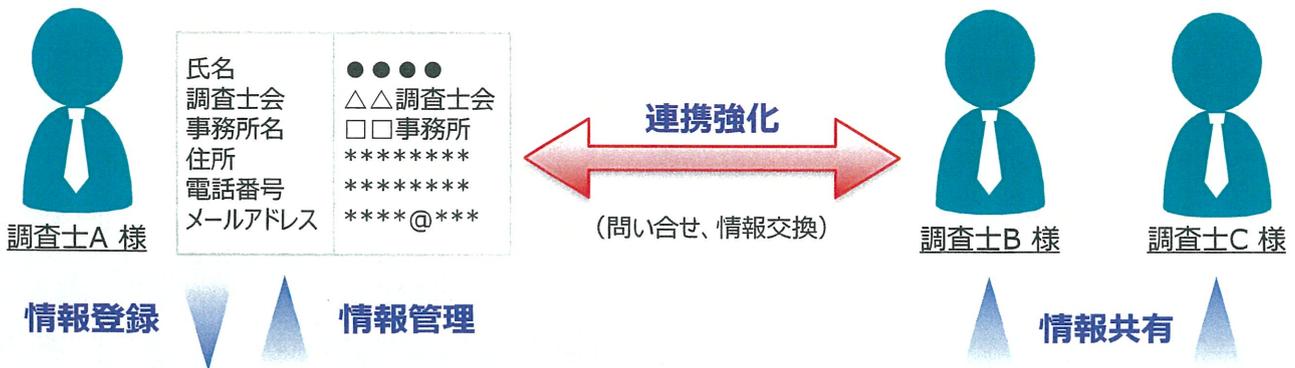
大切な調査情報の保全と業務の効率化を同時に実現する情報保安全管理システム

- 調査情報を地図上の位置と紐付けて事件簿として一元管理することができます
- 登録情報の基本情報・位置を調査士様間で共有することができます
- 情報が蓄積されるため貴重な資料の保安全管理・情報継承ができます

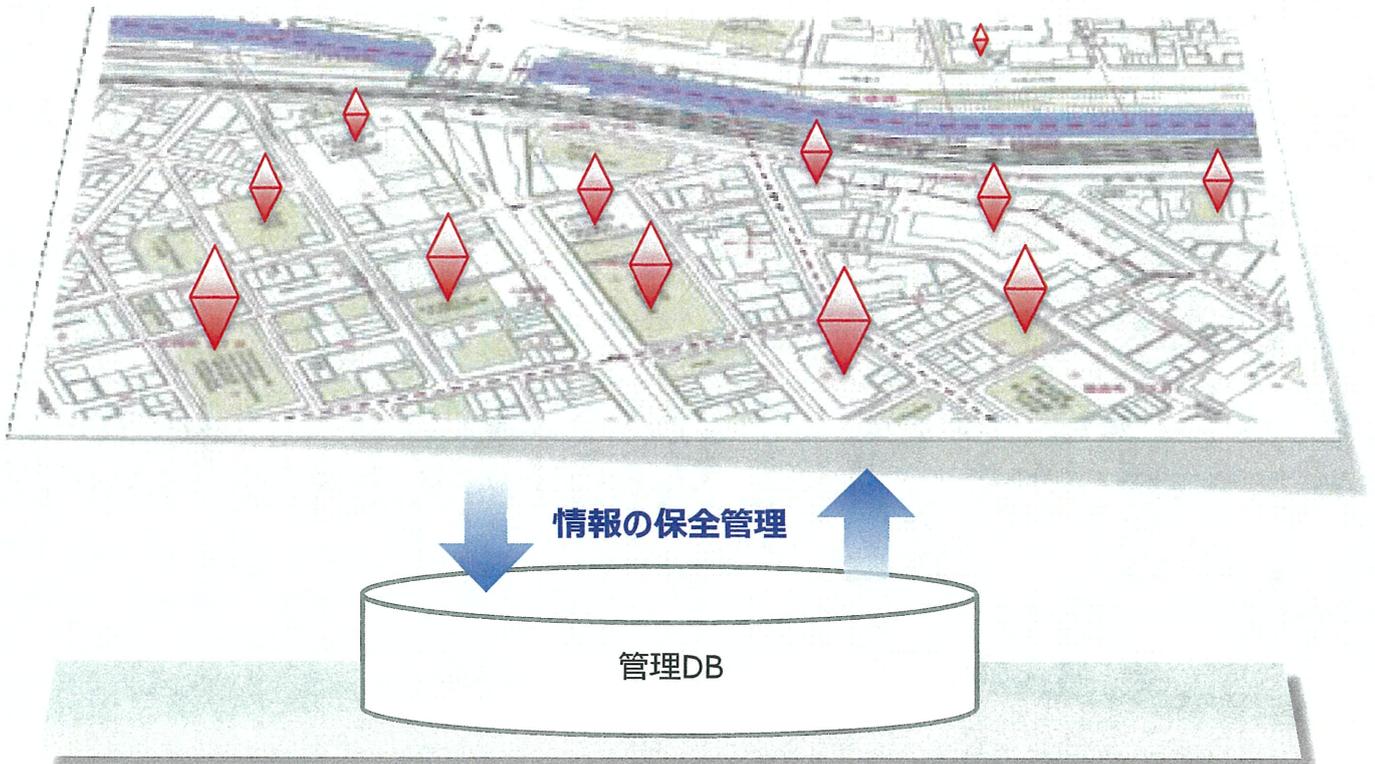
主な機能

全体イメージ

地図上の位置と紐づけて調査情報を登録することができます。
また、登録情報を共有することにより、調査士様相互の連携強化に繋がります。

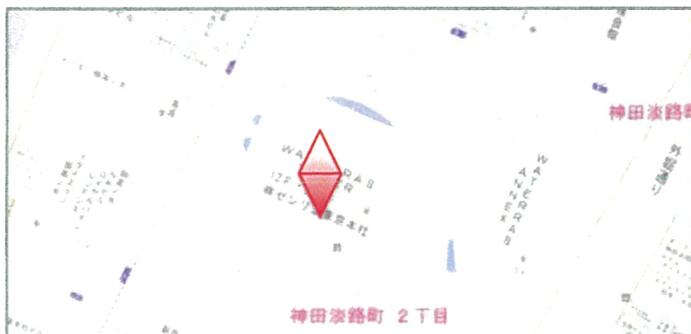


【調査士カルテMap】



登録情報

事件簿として、土地や建物の基本情報、図面などのデータファイルを登録できます。登録した情報は、マイデータとして、いつでも検索・参照・編集することが可能です。



①調査基本情報

申請日	2012/3/15
調査位置	139°46'13 : 35°41'39
所在	千代田区神田淡路町2丁目
地番	101,102番地
調査分類1	土地
調査分類2	申請手続
調査分類3	分筆(調査測量含)

②事件簿情報

事件番号	110
受託日	2011/12/10
申請日	2012/3/15
受領日	2012/3/20
引渡日	2012/3/20
依頼者住所氏名	●●●●●
金額	*****円

③調査ファイル情報

- ・登記申請書.pdf
- ・地積測量図.tif
- ・分筆図.tif
- ・調査画像.pdf
- ・測量成果.sim

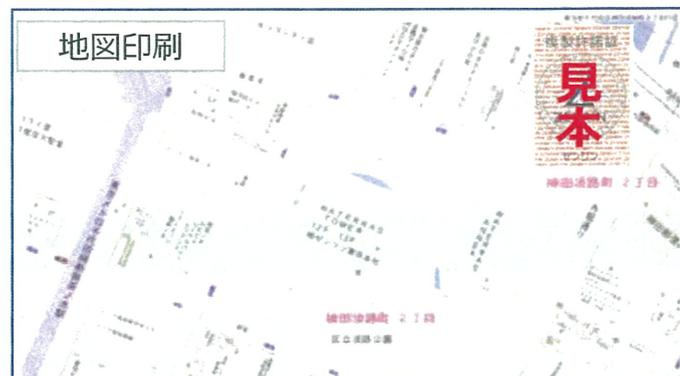
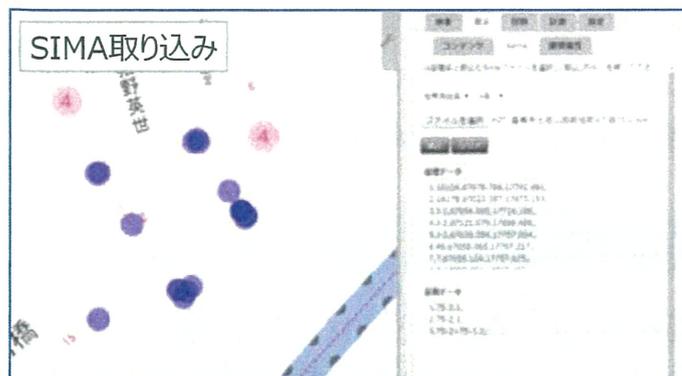
④その他所有情報

- (登記所資料)
- 土地登記記録
 - 地積測量図・土地所在図 (官公署等資料)
 - 基準点成果
- ※所有有無のチェックのみ

※情報共有時は、上記の①③④のみ共有されます。③の調査ファイルは、ファイル名のみ公開されます。

地図機能

住宅地図をはじめ、調査に役立つ地図コンテンツや多彩な地図機能をワンストップで利用することができます。



お手持ちのSIMAデータを取込み、地図上に表示することができます。印刷機能を用いた出力も可能です。

業務利用、周辺住民への案内図配布利用、登記申請時の添付資料用として、地図印刷 (PDF形式)が利用できます。

導入までのかんたん3ステップ

価格

月額 3,000円+税 でご提供します。(全国閲覧可)

※お申込みには、所属土地家屋調査士会名と登録番号が必要となります。

※複数人で利用する場合は、同時ログイン数をご指定することができます。

※同時ログイン数を1増やすごとに上記金額が加算されます。

※クレジットカードでのお支払いとなります。

※用途地域の閲覧は所属調査士会の都道府県のみです。

ステップ1

日本土地家屋調査士会連合会HP「会員の広場」

ステップ2

調査士カルテMap 申込サイト

2017年12月中旬
提供開始予定

ステップ3

利用開始

動作環境

Webアプリケーションですので通常のインターネット環境があればご利用が可能です。

OS	Microsoft Windows 7 / 8.1 / 10	macOS 10.11 / 10.12
ブラウザ	Google Chrome 61.0以降 ※推奨 Internet Explorer 11以降	Safari 10.1.1以降
メモリ	4Gbyte以上推奨	

※タブレット (Android / iOS) でのご利用も可能です。

※画面サイズによっては一部表示レイアウトが崩れる可能性があります。機能自体に影響はありません。

最後に

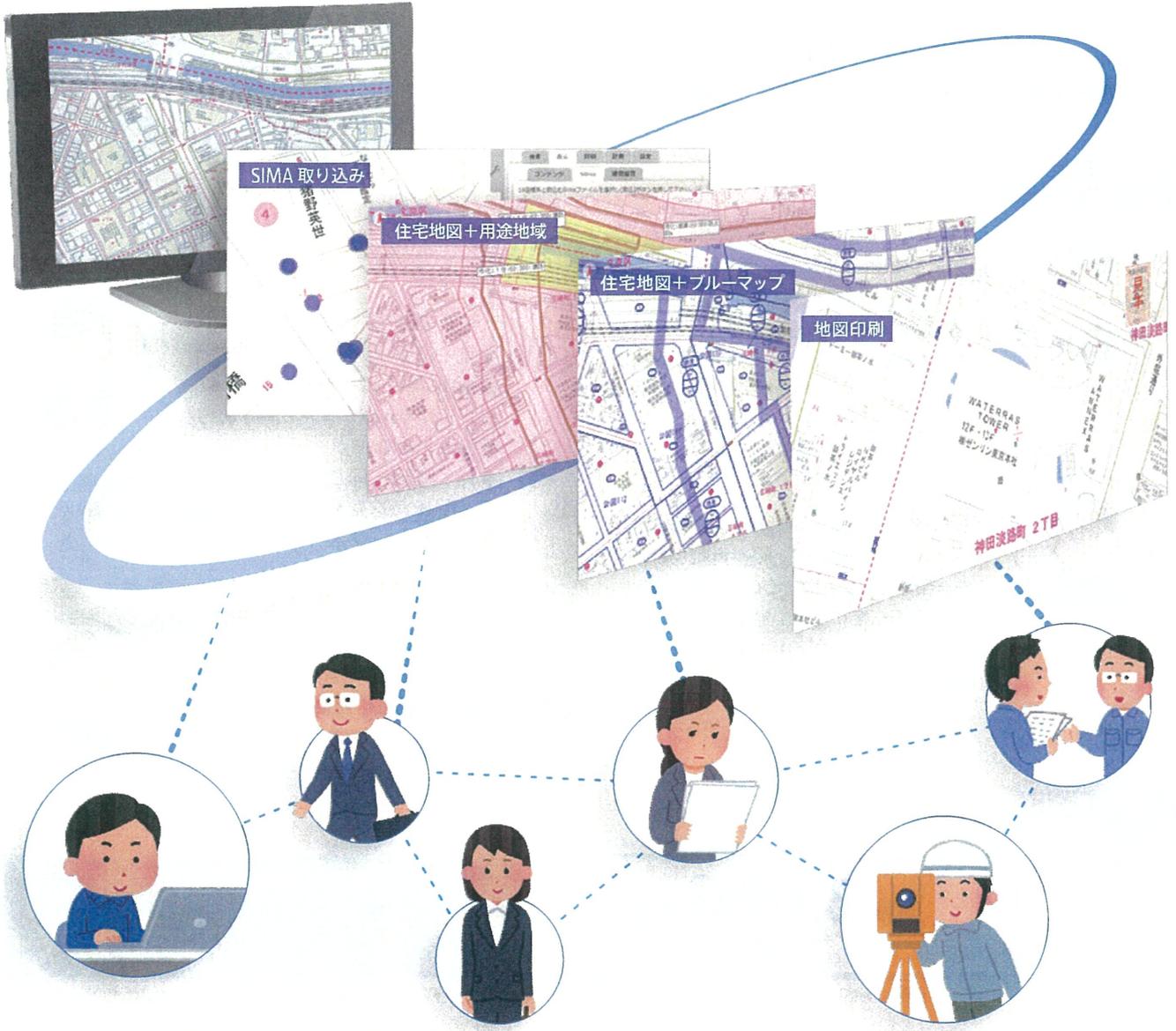
当システムは、日本土地家屋調査士会連合会監修のもと、株式会社ゼンリンが制作したものです。取組に関するご質問は、所属調査士会もしくは日本土地家屋調査士会連合会までお問い合わせください。

事前調査から事件管理・再活用までワンストップでサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全管理システム

調査士カルテMap

土地家屋調査士 限定



住宅地図 全国閲覧可能!

ゼンリン住宅地図を全国閲覧
できます。また、ブルーマップ(ゼ
ンリン保有地区のみ)も同時に
閲覧できるため、地番での位置
確認が簡単にできます。

複製許諾証つき 地図印刷!

各種届出書類へ地図添付をする
際に必要となる「複製許諾証」
(通常200円)が、あらかじめ付与
されているため、安心して地図の
複製利用をすることができます。

地図上で事件簿 管理ができます!

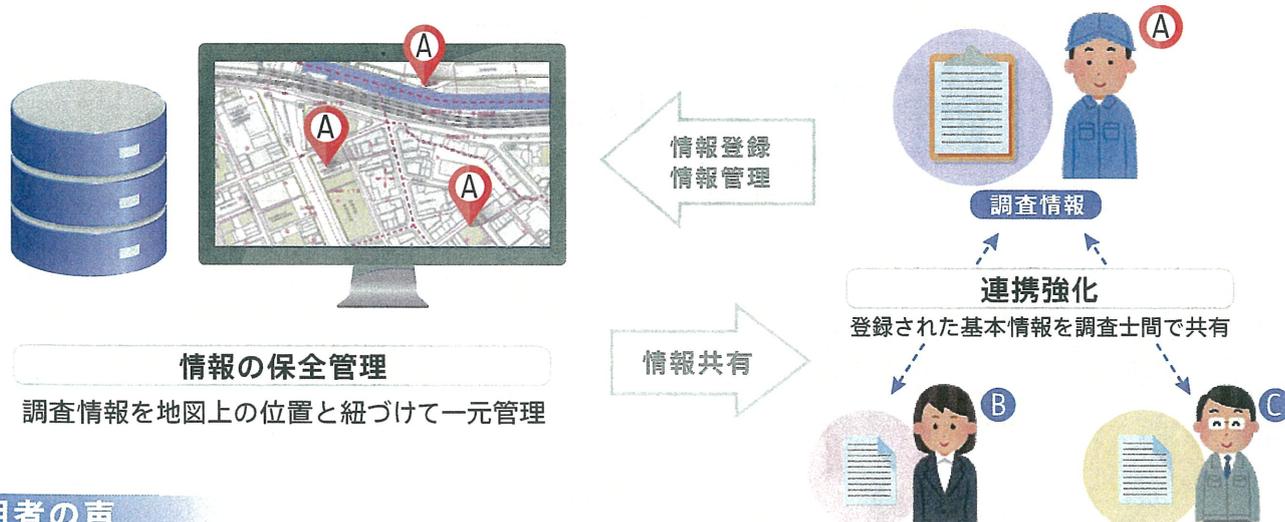
調査情報・関連書類を地図上に
登録可能なため、事件簿の一元
管理ができます。登録したデータ
をCSV出力することで、年計表
作成にも役立ちます。

SIMA取り込みや 多彩な地図検索!

SIMAデータ取り込みが可能な
ため、基準点等の位置確認が
できます。その他、様々な地図
検索機能が搭載されているため、
各種業務に活用できます。

「業務効率化」と「成果保全・活用」を同時に実現

このシステムの活用が 所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！



利用者の声



地図には複製許諾マークが付くので、官公庁に向けて著作権を守った添付資料を提出でき、役所側からも喜ばれます。
また、地図はPDF形式なので、CAD等へも取り込み、公図との比較や重ね図等の図面作成も簡単にできて便利です。



これまでの事件管理では、当時の事件を思い出すことが難しく、関連資料を探すのにも一苦労でしたが、このシステムでは、検索がとても楽になり、急な問合せにも素早く対応ができるようになりました。



名前を探す「表札確認」機能で、隣接地所有者の住所地に実際に住んでいるのかをすぐに確かめられ重宝しています。
また、周辺に同じ名字があるかどうか地図上で一目瞭然なため、住民同士の繋がり（縁者）を確かめやすく、業務の目処が立ちやすくなりました。



登録した事件を CSV 形式で出力できるため、年計表の作成に便利です。また、タブレットで外出先から図面や資料の確認ができ、業務の効率化をはかることができました。

ご利用ガイド

【価格】

月額 **3,000円** (税別)
全国閲覧可

まずはご登録を！
無料で利用できる期間をご活用ください！

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております。

※お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。 ※用途地域の閲覧は所属調査士会の都道府県のみとなります。

【ご利用環境】

- Webアプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
 - タブレット (Android/iOS) でのご利用も可能です。
- ※画面サイズによっては一部表示レイアウトが崩れる可能性があります、機能自体に影響はありません。

本システムに関する詳細は、日本土地家屋調査士会連合会 HP「会員の広場」をご確認ください。

【お申し込み】



- ① 日本土地家屋調査士会連合会 HP へアクセス
- ② 会員の広場ログイン
- ③ 右サイドメニュー「会員に役立つツール関係」調査士カルテ Map のご紹介

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp